# 県史編さんの歩みと県史収集資料

清水 禎子

#### はじめに

継ぎ、県史収集資料の整理と公開を行っています。て終了しました。その後、愛知県公文書館が県史編さん業務の一部を引き令和元年度に『愛知県史』通史編9・現代および10・年表索引の刊行をもっ平成六年度から二十六年間にわたって行われた愛知県史編さん事業は、

いて留かします。

## 府県史編さん事業と「愛知県史料\_

悟によって明らかにされています。(থ)明治政府が主導した「府県史料」の編さんについては、福井保・佐藤大明治政府が主導した「府県史料」の編さんについては、福井保・佐藤大

史課事務章程」により、「府県史」編さんは順次行うべきものとしました。治八年に修史局、同十年に修史館と改名)を設置し、翌年に制定した「歴明治五年(一八七二)十月、明治政府は、太政官正院外史に歴史課(明

明治七年末までの沿革の編輯を命じました。が対象とする時期および事項並びに方法を定め、各府県に対して立庁から県史」の編さんを太政官の同時代史編さん事業の一つに位置付け、「府県史」さらに、同七年十一月、太政官達第一四七号「歴史編輯例則」により、「府

史要」の編さんを担当した第三課の管轄だったとされています。の官員が管理業務を担当しました。佐藤氏によれば、「府県史」は、戊辰戦争を中心に編年体でまとめた史料集である「復古記」や、慶応三年(一戦ので員が管理業務を担当しました。佐藤氏によれば、「府県史」は、戊辰の官員が管理業務を担当しました。佐藤氏によれば、「府県史」は、戊辰の官員が管理業務を担当した第三課の管轄だったとされています。

「歴史編輯例則」第六則・第七則によれば、各府県は編輯主任者の姓名や、同県の関係者が調査・収集した材料諸記録類をもとに「府県史」の編さんに
関しては修史部局と府県との間で何・指令の往復を行うこととされました。また、府県から編さん担当者が上京して修史部局の官員と面会して何・十六条によれば、第一課(同十一年十一月に庶務順序」にある記録係第二県史」(「愛知県庁中諸規則」中の「愛知県第一課庶務順序」にある記録係第二十六条によれば、第一課(同十一年十一月に庶務順序」にある記録係第二県史」(「愛知県史料」)編さんの担当者が置かれています。担当者は旧藩・県史」(「愛知県史料」)編さんの担当者が置かれています。担当者は旧藩・に着手したと考えられます。

によれば、 職員録」によれば、 国 の本多忠行、等外二等の中川茂平、等外三等の野田委綱、 明治八年(一八七五)の [史・地誌編輯の担当者であったことがわかります。 中川は愛知県平民、 本多は静岡県士族であり、 「愛知県職員録」 野田は愛知県士族であったことがわかり からは、 同年の「愛知県官員録(6) 十二等出仕 同九年の の三人の官吏が 権少属

ます。

県史」および 界がきていました。そこで同十七年五月、修史館と内務省は府県による「府 県からの修史部局に対する伺は一向に減らず、修史部局としても対応に限 各府県は合併した旧県分の編さんが容易ではないことや、府県庁における 対し、同年七月を期限として稿本の提出が督促されました。これに対し、 順調に進まず、明治十六年(一八八三)二月、愛知県を含む二十一府県に 録類をまとめて修史館に引き継ぐようにと予告しました。 定は八月に全府県に対して通達され、十八年度に成稿と未成稿の材料書記 同十八年七月から修史館で編さんを継続することを決定しました。この決 書類の不備および散逸を理由に提出の猶予を願い出ました。さらに、各府 こうして始まった「府県史」の編さんは、限られた予算で行われたため 「皇国地誌」の編さんを十七年度中に停止し、「府県史」は

同

職制・ 十三冊となっています 国平均は四十八冊ですが、 戸口・民俗・学校・駅逓・警保・忠孝節義・騒擾事変)と制度部 示として、内容は政治部 文銘辞等・官員履歴の構成が示されましたが、 五道府県のものです 国立公文書館内閣文庫が所蔵する「府県史料」は、一道三府四一県計四 禄制・兵制 記述・ 編修に精粗の差があります。 ・刑法・禁令・会計) (香川は当時愛媛、徳島に分属、 (県治・拓地・勧農・工業・刑賞・賑恤・祭典 「愛知県史料」の稿本はその半分に満たない」 の二部、 各府県が提出した総冊数の全 構成は府県によって不統 附録として図書目録・碑 沖縄県はなし)。 (租法

#### 「愛知県史稿」と「愛知県史料

ると表1のようになります。 て、「愛知県史稿 用された資料類が残っていることがわかっています。 島根県・山口県・長崎県の十一都府県には、 埼玉県・千葉県・東京都・新潟県・山梨県・岐阜県・静岡県・京都府 政治」「同 刑法」「同 刑罰」の七冊を所蔵しており、 租法」「同 職制」「同 府県史料の草稿類や編集に使 「愛知県史料」と比較す 当館は修史資料とし 禁令」「同 禁令」

として修史館に提出した「愛知県史料」の控えと考えられます。愛知県は あるものがあります(図1)。したがって、「愛知県史稿」は愛知県が成稿 れている文章は一致しており、「愛知県史稿」の表紙には「扣」と記載の 「愛知県史料」と「愛知県史稿」は、 ページにズレがあるものの叙述さ

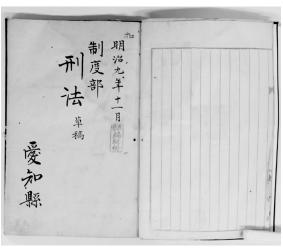


図 1 「愛知県史稿本」制度部・刑法草稿 (愛知県公文書館蔵)

すことなく編さんを途中 行ったと思われます。 知県史料」の編さんを 書記録類を修史館に提出 で終えて、未成稿の材料 この七冊以外は成稿を出 し、修史館が引き続き「愛

史料」 れていますが、 は修史館の罫紙が使用さ なお、「東京府史料\_ には修史館の罫紙 「愛知県

#### 表 1 「府県史料愛知」と公文書館所蔵修史資料の対応表

「府県史料愛知」	細目録(合冊状況)➡公文書館所蔵修史資料請求番号/タイトル【実際の表紙タイトル】
「愛知縣史料一」	①政治部警保·仝賑恤·制度部兵制草稿合冊 明治9年11月◎→E3-86(2)/愛知県史稿 政治【明治9年11月 政治
	部警保・全賑恤・制度部兵制草稿】◎※
	②政治部県治稿本 明治10年3月◎→E3-86(1)/愛知県史稿 政治【明治10年3月 政治之部県治稿本扣】◎※
	③政治部祭典草稿 明治9年11月◎→E3-86(3)/愛知県史稿 政治【明治9年11月 政治部祭典草稿扣】◎※
	④政治部学校草稿 明治9年11月◎→E3-86(4)/愛知県史稿 政治【明治9年11月 政治部学校草稿扣】◎※
「愛知縣史料二	①政治部刑罰草稿 明治11年3月編纂◎→E3-87/愛知県史稿 刑罰【政治部刑罰草稿 明治11年3月編纂】◎
及州州人们一」	②愛知縣誌政治部 戸口・愛知縣誌政治附録 旧藩戸口(二冊合冊)◎
	②发州称此以任印 户口·发州称此以任的郊 旧僧户口(□□□□)◎ 
「愛知縣史料三」	   ①制度部会計草稿 明治9年11月◎➡E3-82(2)/愛知県史稿 租法【明治9年11月制度部会計扣】◎※
《州州人们 — ]	②制度部刑法草稿 明治9年11月◎➡E3-81/愛知県史稿 刑法【明治9年11月制度部刑法草稿扣】◎※
	③制度部和法草稿 明治9年11月◎→E3-82(1)/愛知県史稿 租法【明治9年11月制度部和法扣】◎※
「感知版由业m」	⑤愛知縣誌制度部禄制・旧藩禄制◎
「愛知縣史料四」	制度之部禁令一稿本 明治10年10月◎→ E3-85/愛知県史稿 禁令【明治10年10月 制度之部禁令稿本扣】◎
「愛知縣史料五」	制度之部禁令二稿本 明治10年3月◎➡E3-84/愛知県史稿 禁令【明治10年3月 制度之部禁令稿本 乾扣】◎※
「愛知縣史料六」	旧名古屋県分御一新以来御達願伺届※表紙・裏表紙共
「愛知縣史料七」	御布告留(刈谷藩) 名古屋藩諸記抄録◎○※○の表紙
「愛知縣史料八」	
「愛知縣史料九」 「愛知縣史料十」	諸何等抄録◎○  ○□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
「发知縣史科丁」	①国事二斃者姓名事績◎ ②愛知県下孝義忠節事績◎ ③旧大谷知興讓学校記事 ④名古屋藩伺届(愛知県編集係)
	○ ⑤元岡崎県事務概覧 
「愛知縣史料十一」	   ①豊橋藩支配地総高公廨費調◎ ②豊橋藩職制官禄調◎ ③豊橋藩士卒禄高藩内人口調◎
「愛知縣史料十二」	①豆楠番文癿地秘司厶牌負調◎   ②豆楠番帳削目稼調◎   ②豆楠番工平稼司番竹八口調◎  豊橋藩史(政治部・制度部)稿本(「豊橋藩史稿本」「豊橋藩史草稿」「名古屋藩史稿本」の合冊)◎
「愛知縣史料十三」	豆筒御文(以行印・剛及印)個本(「豆筒御文帽平」「豆筒御文早間」「石口座御文帽平」のロⅢ)◎ 豊橋藩◎
「愛知縣史料十四」	- 豆筒催♥ - 重原滞©
「愛知縣史料十五」	<sup>里 広 番 ②</sup>   ①西尾藩史 (制度部・政治部) 稿本 明治16年8月 (制度部・政治部の合冊) ◎ ②半原藩史 明治16年8月◎ ③
「友州麻文件」五」	①四定審文(前及前・政行前)   「前本・57行10年6万(前及前・政行前の日前) ◎ ②千原審文 57行10年6万 ◎ ③     西大平藩史 明治16年8月◎
  「愛知縣史料十六」	①西端藩史政治制度合本◎ ②田原藩史政治部◎ ③犬山藩史制度部·政治部(制度部·政治部合冊)◎
「愛知縣史料十七」	①旧刈谷藩知事参事属等任解進退辞令 ②重原置県被仰出候二付改正額田県工引送迄官員人名取調簿 明治9年11月
及州州久作    [1]	○ ③刈谷置県以来額田県ヱ引送迄官員人名○ ④拳母藩官員任解調◎ ⑤豊橋藩官員任解調◎
  「愛知縣史料十八」	「愛知縣史料 額田縣・拳母縣」の表紙あり ①額田縣史制度部(制度部・政治部合冊)◎ ②拳母藩史制度部・
	政治部◎ ③刈谷藩支配地絵図 ④田原藩支配地絵図
	名古屋藩判任履歴表◎
「愛知縣史料二十」	「愛知縣史料 名古屋藩職制等給禄伺抄録・名古屋城天主金鴟尾ノ縁由・名古屋藩職制官禄兵員調・仝支配地総高
	公廨費用調・愛知縣誌制度部禄制
	①名古屋藩職制等之一巻給禄伺抄録◎※ ②名古屋藩藩制等之一巻抄録◎※ ③名古屋藩職制表◎※ ④名古屋城
	天守金鴟尾ノ縁中◎※ ⑤名古屋藩職制官禄兵員調◎
	「名古屋藩支配地総高公廨費用調・職制官禄兵員調・士卒禄高藩内人口調」
	「名口座僧文配地配同名解頁用詞   「城間日本祭頁詞 エード同僧門八口詞]  ⑥名古屋藩支配地総高公廨費用調◎ ⑦名古屋藩職制官禄兵隊人員禄制調◎ ⑧名古屋藩士族卒禄高藩内人口調
「愛知縣中料二十一」	「愛知縣史料 西大平藩官員履歴・西端藩全・田原藩全・犬山藩全・西尾藩全・額田縣全・半原藩全・拳母藩全・
	①西大平藩官員履歷 明治16年8月◎ ②西端藩官員履歷◎ ③田原藩官員履歷◎ ④犬山藩官員履歷◎ ⑤西尾藩
	官員履歴 明治16年8月◎ ⑥額田県官員履歴◎ ⑦半原藩官員履歴 明治16年8月◎ ⑧拳母藩官員履歴◎ ⑨岡
	古具版歴   列口10年0万   ①製田ボ古具版歴   ①千水番百具版歴   列口10年0万   ①季母番百具版歴   ジ門   崎藩官員履歴   ②   『豊橋藩官員履歴   ②   『
「愛知縣中料一十一」	「愛知縣史料 旧刈谷藩
及州州人们一   一」	「多知線文料 「日初日僧」   ①三河国碧海郡岩代国伊達郡村高書付(明治3年) ②三河国碧海郡之内郷村高帳 ③三河国岩代国戸数人員調帳(刈
	(中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国)
	台番) (生)又印地収詢音 (刈)台番)   ⑤公廨一ケ年費用取調帳(刈台藩) (⑥官禄并軍事学校掛給料調帳(刈台藩) (⑦士族卒禄高取調帳(刈台藩) (⑧従
	① 公勝一 / 平貫用収調帳 (刈台番)
「悉知眩中料二十二」	印左項直医伏特八貝調帳(四台潘)  ①高須藩記録○※ ②名古屋県記録(明治5年)○ ③旧調練場反別書(明治5年)○
友州麻文件—   二]	○回來催記妳○※ ○石口庄宋記妳(四位3十)○ ○□阿淶物及加育(明位3十)○

注 「愛知県史料」の資料に対応する愛知県公文書館所蔵修史資料は➡の後に表記あり。「愛知県史料六」以降(網掛け)に対応する資料は確認できない。 ◎…赤の愛知県罫紙使用 ○…青の愛知県罫紙使用 ※…「庶務・編輯掛」の朱印あり

旧名古屋藩・名古屋県の関係者が調査・収集した「職制等之一巻」をもと 編輯掛」の朱印が押されています。このことから、 録」等が所載されており、 外に、修史資料として「職制等之一巻」を所蔵しています。「愛知県史料-として修史館に提出されたものと思われます。当館では 史」編さん担当者によって原稿化されることなく、未成稿の材料諸記録類 くは旧県時代の関係者によって調査・収集されたものの、 愛知県の罫紙を使用していないものは、 は全く使用されておらず、多くは愛知県の赤色罫紙が使用されています。 に作成されたと考えられます。 一十には、「名古屋藩職制等之一巻給禄伺抄録」「名古屋藩藩制等之一巻抄 表紙には 「愛知県史稿」の表紙と同様「庶務・ 愛知県に合併される前の旧藩もし 「愛知県史料」二十は 「愛知県史稿」以 愛知県の 「府県

した資料は、最初の県史収集資料と言えるでしょう。明治政府主導とはいえ、愛知県が「府県史」の編さん過程において収集

管されてきたかの来歴を知ることができます。印が押されており、「愛知県史稿」が当館の所蔵となるまでどの部署で保駅史編纂係之印」「消愛知図書館」「愛知県文化会館」「愛知県有物品」の縣史編纂係之印」「消愛知図書館」「愛知県文化会館」「愛知県有物品」のなお、「愛知県史稿」には、「庶務編輯掛」「文書課記録係保管章」「愛知

#### 一 戦前の『愛知縣史』編さん事業

知縣史』を『愛知縣史』②と表現します。いるため、ここでは一回目の『愛知縣史』を『愛知縣史』①、二回目の『愛知縣史』を『愛知縣史』と表記されて戦前に編さんされた二回の県史は、どちらも『愛知縣史』と表記されて

『愛知縣史』①の編さん事業は明治四十一年(一九〇八)度に始まり、

の事務は内務部が担当しました。 にが、共進会へは『愛知県写真帖』を出品することになったため、改め したが、共進会へは『愛知県写真帖』を出品することになったため、改め で委員を設けて要項を定め、事務員に命じて編さんすることになったため、改め で委員を設けて要項を定め、事務員に命じて編さんすることになったため、改め の当品を目的としていま

これらの項目について統計その他を利用して愛知県の特色を概説する形を 行政・土木・築港・農業・畜産・森林・水産・鉱山物・工業を扱い、下巻 格が強いとされています。 とっており、県史というよりは 扱っています。 城址・古戦場・古墳墓・偉人誕生地及び宅址・名勝旧蹟・人物・風俗)を は商業・衛生・教育・兵事・社寺・感化教育・褒章・警察・財政・付録 形で、大正三年(一九一四)に上・下二巻刊行されました。上巻は地理 とになり、 その後、 編さん委員を中心とした一部の人のみに頒布する仮出版という 経費等の都合により大正元年度をもって一旦事業を終了するこ 当初関西府県連合共進会への出品を目的としていたため、 「県誌」あるいは 「県勢概要」としての性 古

第一巻は昭和十年に刊行されました。第一期国造時代・第二期国司時代・

県内外の社寺および諸家が所蔵する文書記録の謄写撮影を行っています。 愛知県管内地図が付録となっています。 第三期守護時代・第四期分国時代とし、 東京帝国大学文学部史料編纂所、

絵図が付録となっています。 撮影を行っています。 館 対象とし、東京帝国大学文学部史料編纂所、 の戦いから明治二年 第二巻は昭和十三年に刊行されました。慶長五年 (現名古屋市鶴舞中央図書館)、 (一八六九) の版籍奉還に至る江戸時代二六八年間を 尾三諸侯一覧・元禄十四年尾張国絵図・同年三河国 西尾図書館等、 尾張徳川黎明会、 県内各地の資料の謄写 (一六〇〇) 名古屋図書 の関ケ原

二年までを県政時代前期とし、県所蔵の簿冊や県発行の出版物および諸官 衙社寺の資料を蒐集調査しています。 第三巻は昭和十四年に刊行されました。 明治二年の版籍奉還から同二十

さんに携わった研究者・協力者・県職員の名簿である「事業開始以来関係 から同十五年に至る編さん過程を記した「縣史編纂事業経過概要」 び県各課の調査報告、 至る三十五年間を県政時代後期とし、 諸員」が付録となっています 第四巻は昭和十五年に刊行されました。明治二十三年から大正十五年に 諸官衙団体の資料を蒐集調査しています。 県所蔵の簿冊や県編纂の出版物およ 昭和六年

行った人物で、 勝天然紀念物調査会主事として愛知県内の多くの遺跡・文化財の調査を に西加茂郡の小学校で教師として勤務した後、 中島清一が委嘱されています。小栗鐵次郎(一八八一~一九六八)は、 若山善三郎・柴田顕正・小栗鐵次郎・森徳一郎・伊豫田次郎作・山村敏行 県内の所蔵者を訪問して所蔵資料の調査・収集を行った編纂委員には 第二次世界大戦中には国宝の名古屋城障壁画などの疎開に 四十六歳から愛知県史跡名

> した人物です。 尽力するなど、 昭和前期の愛知県の考古学・文化財保護に大きな足跡を残

史編纂資料調査員に命じられたことを示す資料があります あたったと推測できます。 した編纂委員以外に、県職員が編纂資料調査員に任命されて資料の調査に 当館には、昭和十四年一月、 愛知県属の加藤岩三郎という人物が愛知県 (図 210 0 前述

三巻第一章に関する資料を掲載しており、戦前に発行された県史としては 最高水準のものであったと評価されています。 を果たしており、 別巻は昭和十四年に刊行されました。 当時としては珍しく第一 第一巻から第四巻の補遺的な役割 卷 (序説を除く)・第二巻・第

後も県所蔵の簿冊等は戦火を免れるために疎開するなど、 「かれていたことがわかります。 (11) なお、『愛知縣史』②は第二次世界大戦の最中に刊行されており、 大変な状況下に 刊行

縣 畑 爱 ヲ愛 和十四年 図 2 辞令<加藤家文書> (愛知県公文書館蔵)

ものがあります。 (12) 知縣史』 知県図書館)から引き継 いだ修史資料には、 当館が文化会館 ②の編さん時の (現愛

よって収集されたもので の編さん時に収集された として資料公開している 0) のは、 資料は県史編纂係に また、「旧県史資料」 『愛知縣史』

れています。表紙等には「愛知縣史編纂係之印」の朱印が押されています。ものです。大部分は筆写資料ですが、なかには資料を撮影した写真も含ま

#### 三 『愛知県昭和史』の編さん事業

□年記念事業」の一つとして新しい県史の編さんが企画されました。○年記念事業」の一つとして新しい県史の編さんが企画されました。「愛知縣史」②が大正末までを対象としていたため、新しい県史は『愛知縣史』 をすることが決定されました。内容は、「単なる県政史ではなく県史としその内でといたため、新しい県史は『愛知縣史』とするることになっていたため、監修者を除いて一切外部には委託することなくることになっていたため、監修者を除いて一切外部には委託することなくることになっていたため、監修者を除いて一切外部には委託することなくることになっていたため、監修者を除いて一切外部には委託することなくることになっていたため、監修者を除いて一切外部には委託することなくることになっていたため、監修者を除いて一切外部には委託することなくることになっていたため、監修者を除いて一切外部には委託することなくることになっていたため、監修者を除いて一切外部には委託することなくの後を補完する形式が、既刊刊行物の資料収集および執筆を行いました。

以下、史学専攻教員・司書等が編集事務を担当しました。和四十五年四月十六日から同四十八年三月三十一日にかけて行われ、室長会館三階にある愛知図書館内の特別研究室に設置された県史編集室で、昭会館具路和史』の編さんは、総務部文書課の分室として、愛知県文化

調査補佐員を委嘱しました。 務局・警察本部の各部局に所属する職員に、県史編集委員および県史編集生部・商工部・農林部・農地部・労働部・土木部・建築部・教育委員会事組さんにあたっては、知事直轄・総務部・企画部・環境部・民生部・衛

既刊文献や県内諸機関所蔵資料を調査・収集・整理の上、複製物を県史編県史編集委員は、県史編集調査補佐員の補佐のもと、関係部局に関する

成しています。これらは『愛知県昭和史』編さんにおける県史収集資料・として整理し、掲載のために撮影・収集した写真については写真台帳を作集室に提供しました。県史編集室は、こうした複製物を「愛知県史資料」

県史収集写真と言えます

電気知県昭和史』の編さんが終了して、県史収集室が閉室するのに伴い、 電対は文化会館に管理換えとなりました。昭和四十八年度からは、文化会館図書部に県史資料係が置かれ、県史資料の収集調査を引き続き担当する ことになります。同係は県史編集のすべてを引き継ぐとともに、明治以降 ことになります。同係は県史編集のすべてを引き継ぐとともに、明治以降 はに至る基本的な資料の整備を意図し、総合年表の作成や資料集の収集した (13)

政治編 が当館に置かれたことにより役目を終えたようです。 県史資料係から「郷土・県史担当」の司書によって細々と続けられていた ようですが、平成二年 「同」文化編 その成果として、 (昭和五十八年)が刊行されています。その後、 (昭和五十三年) · 「同」産業経済編 「明治以降愛知県史略年表」 (一九九〇) に、 新たな県史編さんのため県史担当 総合編 (昭和五十五年)・「同 県史資料の整理は (昭和五十一 年)

#### 四 『愛知県史』の編さん事業

収集に努める、というものでした。これを契機に資料収集や県史の編さん完結編に相当する県史の編さんにすぐ取りかかるのではなく、当面は資料がありました。それに対する当時の鈴木知事の答弁は、『愛知県昭和史』 平成元年二月議会において、『愛知県昭和史』 完結編に関する代表質問

に関する議論がかさねられるようになります。

ている現状が指摘されるようになりました。業が未実施の自治体で多くの史資料が未調査のまま散逸の危険にさらされり、新たに修史事業を開始する動きがありました。一方で、過去の修史事近年の学問的水準を反映したより質の高い自治体史への要求の高まりもあ近年の学問的水準を反映したより質の高い自治体史への要求の高まりもあ

参考資料として当館に移されました。

参考資料として当館に移されました。文化会館図書部(現愛知県図書が追加され、職員が二名増員されましたが、二回の『愛知縣史』編さんで収集された「旧県史資料」や、『愛知県昭和史』編さんで収集及び整理に館)において昭和四十八年度から行ってきた「県史資料の収集及び整理に館)において昭和四十八年度から行ってきた「県史資料の収集及び整理に解して、事務は、そのまま残されました。文化会館図書部(現愛知県図書が追加され、職員が二名増員されました。

提出され、県史編さんが始まることとなります。ることになりました。同年十二月には、愛知県史編さん準備会議報告書が月の愛知県史資料懇談会の報告を受け、新たな県史編さんに向けて舵を切当初は、資料保存・資料収集を軸に議論されてきましたが、平成五年三

移動)。『愛知県史』の編さんは、平成六年度から令和元年度まで二十六年さん担当の部署は愛知県自治センターに置かれ、翌年一月、大津橋庁舎に移立んが始まります。当館に移管されていた県史関係資料も大津橋庁舎に移立しが始まります。当館に移管されていた県史関係資料も大津橋庁舎に移動しました(平成二十五年、編さん室の移転に伴い愛知県自治センターに置かれ、翌年一月、大津橋庁舎(現でんが始まります。当館に移管されていた県史関係資料も大津橋庁舎に移動しました(平成二十五年、編さん室の移転に伴い愛知県自治センターに置かれ、翌年一月、大津橋庁舎(現でんが出当の部署は愛知県自治センターに置かれ、翌年一月、大津橋庁舎(現でんが出当の部署は受知県自治センターに置かれ、翌年一月、大津橋庁舎(現でんが出当の部署は受知県自治センターに置かれ、翌年一月、大津橋庁舎に移動しました(平成六年四月、総務部文書課内に県史編さん担当が置かれます。県史編

にわたって行われました。

第一に、本県の歴史的発展過程を明らかにし、県民のふるさと愛知に対『愛知県史』編さんの目的としては以下の二点が挙げられました。

する理解を深める。

術及び文化の振興に資する。第二に、多くの貴重な資料を県民共通の財産として後世に残し、県の学

ると考えたからです。遷や歴史的評価の変化に左右されず、次の時代の歴史編さんにも利用できが、『愛知県史』では資料編に重点を置くことを目指しました。時代の変が、『愛知県史』では資料編に重点を置くことに重きを置いていました

的に評価を得ています。 『愛知県史』の構成は、地域の歴史を読み解く通史編一○巻、県内外で 『愛知県史』の構成は、地域の歴史を読み解く通史編一○巻、県内外で

## 五 『愛知県史』編さん時の資料収集

時代によって異なるため、部会ごとに異なる手法を取りました。(15)資料の調査・収集については、調査対象となる資料の点数や調査方法が

査を実施しました。県内の資料調査は寺社を中心に行いましたが、対象とす。資料調査は、刊本調査のほか、既存資料・新出資料について全国で調中世史・織豊の二つの部会が担当した資料編は、編年体で掲載していま

資料について調査カードの作成と写真撮影等の複製物を収集しました。なる資料が限られていたことから、基本的に資料整理は行わず、調査した

近世史部会が担当した資料編は、名古屋・熱田、尾西・尾北、尾東・知多、西三河、東三河の地域別の五巻、学芸、領主1(尾張)、領主2(三河)の分野別の三巻、幕末維新・初期文書の時期別の一巻で構成されています。ことにしましたが、膨大な点数の資料群があることや刊行年度との兼ね合ことにしましたが、膨大な点数の資料群があることや刊行年度との兼ね合いもあって、完全な悉皆調査を行うことができたのはわずかな資料群にとどまっています。そのため、蔵出しを含む資料の整理調 査と、先行する。選定調査の二つを併用しました。

どまっています。 旧役場文書や区有文書がまとまって見つかったため、長期間資料調 旧鳳来町 かれて資料編を一二巻担当しました。近代資料は中世・近世の資料と比べ 化も行い、所蔵者または所蔵機関にお渡ししてきました。資料収集は、当 収集を円滑に行うために、資料整理で作成した目録や既存の目録のデータ てはるかに多く、資料調査は公的機関や企業を中心に行いました。 上がってきたころからはデジタルカメラによる撮影が中心となりました。 初マイクロフィルムによる撮影が中心でしたが、デジタルカメラの性能が 点ごとに中性紙封筒に入れて中性紙の保存箱に収めました。また、資料 調査を行った資料群については、 近代史部会は、 (現新城市)、旧額田町 県史編さんに必要な資料を選択して収集する選定調査にと 政治・行政、 資料の収集方法は、 産業・経済、社会・文化の三つの部会にわ (現岡崎市)、南知多町、 資料保存の観点から、 近世史部会と同様、 犬山市などでは 当初はマイクロ できる限り資料

ます。フィルムによる撮影を行い、その後デジタルカメラによる撮影を行ってい

ている資料は、PDF形式のものを使用しています。当館で画像を公開した。プリントアウトした紙焼の形にしています。当館で画像を公開した資料については、TIFやJPEGといった高画質のファイル形式を撮影した資料については、TIFやJPEGといった高画質のファイル形式を場影した資料については、TIFやJPEGといった高画質のファイル形式をに着手し、現在当館でも引き続き行っています。また、デジタルカメラでに着手し、現在当館でも引き続き行っています。当館で画像を公開している資料は、PDF形式のものを使用しています。

おき、愛知県に関係する資料はまとめて収集する方針を採りました。があり、県史編さんのためだけではなく編さん事業終了後の公開を念頭にました。県外所在の資料は、一般の方が閲覧することは容易ではないもの全部会に共通することですが、できる限り県外所在の資料の調査を行い

部村文書、加藤鐐五郎関係資料といった資料群の寄贈・寄託を受けていまでの参加人員は延べ七万四六七六名です。このようにして収集した資料の小し、県史が資料調査を行った後、代替わり等の理由により、所蔵者から県史編さんに際して、調査を行った資料の原本は収集していません。し県史編さんに際して、調査を行った資料の原本は収集していません。しまかし、県史が資料調査を行った後、代替わり等の理由により、所蔵者からの参加人員は延べ七万四六七六名です。このようにして収集した資料の本の参加人員は延べ七万四六七六名です。このようにして収集した資料の本の参加人員は延べ七万四六七六名です。このようにして収集した資料の本では、原内外の調査個所は延べ八一六四か所、調平成三十年度までの集計で、県内外の調査個所は延べ八一六四か所、調平成三十年度までの集計で、県内外の調査個所は延べ八一六四か所、調

す。

# 六 県史収集資料・県史収集写真の公開

当館では、県史編さん室から引き継いだ県史収集資料の整理および公開と「愛知県昭和史写真」については、令和二年度に「旧県史資料」と「愛知県昭和史写真」については、令和二年度に「旧県史資料」と「愛知県昭和史写真」については、令和二年度に「で収集された「旧県史資料」がよび『愛知県昭和史』編さんで収集された「旧県史資料」がある。二回の『愛知縣史』編さんで収集された「旧県史資料」がある。一個の「愛知縣中」に、、資料は二一八資を令和二年度から行っています。令和五年三月末時点で、資料は二一八資料群・六万六三〇一点、写真は一二資料群で二〇六一点の複製資料を公開と「愛知県昭和史写真」を、同三年度に「愛知県昭和史収集資料の整理および公開料群・六万六三〇一点、写真は一二資料群で二〇六一点の複製資料を公開と「愛知県昭和史収集資料の整理および公開料群・六万六三〇一点、写真は一二資料が表現では、県史報さん室がら引き継いだ県史収集資料の整理および公開出では、県史報さん室がら引き継いだ県史収集資料の整理および公開といまでは、県内では、東京に、「愛知県昭和史収集資料」を公開といます。

をつて非常に便利になったと思われます。 とって非常に便利になったと思われます。 とって非常に便利になったと思われますが、検索したい語を自宅等に とって非常に便利になったと思われますが、検索したい語を自宅等に とって非常に便利になったと思われます。当館のウェブサイトにある所蔵 を利用 を利用録は、県史編さん開始のころと比較するとネット環境が整ってい

の公開区分があり、それぞれ閲覧方法が異なります。 県史収集資料の複製資料には、「画像」「画像<館内>」「紙焼他」の三つ

ることができます(資料の請求は午後四時三十分まで)。料整理期間を除く平日の午前九時から午後五時まで、当館において閲覧す写することができます。「画像<館内>」「紙焼他」は、年末年始および資「画像」は、二十四時間どこからでも検索システム上で画像を閲覧・複

でした。

でした。

公開初年度はコロナ禍に見舞われ、当館も対応に苦慮しましたが、県を公開初年度はコロナ禍に見舞われ、当館も対応に苦慮しましたが、県を

るため、一般の利用者は気軽に利用することができませんでした。林政史所蔵史料は、平日の限られた曜日と時間において閲覧する必要があ蔵史料(以下、林政史所蔵史料)の複製を公開できたことが挙げられます。特に大きな成果としては、徳川林政史研究所の理解を得て同研究所の所

日林政史所蔵史料を複写することが可能となりました。利用者にとっては、即場庁文書を含む旧名古屋税務監督局所蔵史料を所蔵しており、当館は開館また、林政史所蔵史料の複写も便利になりました。令和元年度からは、愛知県史編さん時に収集した林政史所蔵史料の複製また、林政史所蔵史料の複写も便利になりました。令和元年度までは、また、林政史所蔵史料の複写も便利になりました。令和元年度までは、また、林政史所蔵史料の複写も便利になりました。令和元年度までは、また、林政史所蔵史料の複写も便利になりました。令和元年度までは、また、林政史所蔵史料の複写も便利になりました。令和元年度までは、また、林政史所蔵史料の複写もであるとが可能となりました。

便が向上したと思われます。事前に同研究所とのやりとりを行わずに複写が可能となり、格段に利用の

#### おわりに

生しています。
県史収集資料の公開は今後も順次進められますが、課題も多くあります。
県史収集資料の多くは複製資料であるため、公開にあたっては原本所蔵者と連絡を取ることは容易ではありません。既に資料編や通史編で資料等
者と連絡を取ることは容易ではありません。既に資料編や通史編で資料等
の掲載を許可していただいた原本所蔵者と連絡が取れないという事案が発
県史収集資料の公開は今後も順次進められますが、課題も多くあります。

常に向き合わなければいけない課題です。そのため、時間との闘いとなりますが、早急に原本所蔵者と連絡を取っることも重要となります。これは、当館が収集資料の公開を継続する限りた上で継続的に所蔵者との関係をもつ必要があります。そして、所蔵者がた上で継続的に所蔵者との関係をもつ必要があります。そして、所蔵者がることも重要となります。これは、当館が収集資料の公開を継続するとともに、将来にわたって保存が可能であるよう、個人情報の管理を徹底した上で継続的に所蔵者とよの関係をもつ必要があります。まることも重要となります。これは、当館が収集資料の公開を継続する限りをいた。

できるか、解決すべき問題は山積みとなっています。今後、当館としてでに災害が起きた時に所蔵者と速やかに連絡をとって救済活動をとることがにユースをたびたび目にします。愛知県も東南海地震がいつ起きてもおかさらに、近年は各地で地震や水害等の災害によって資料が被災する

きる限りの方策を考えていきたいと考えています。

- 昭和四十九年) (1) 福井保「「府県史料」の解題と内容細目」(「北の丸―国立公文書館―」第2号、
- 編纂所研究紀要第29号、二〇一九年) | 佐藤大悟「修史部局における「府県史料」編纂事業の管理」(東京大学史料)
- (3) 愛知県図書館蔵
- (4) 『愛知県史』資料編21Ng3。
- (5) 『愛知県史』 資料編21 No.94
- (6)『愛知県史』資料編21№95
- (7) 修史資料E-3-81~87。
- (8) 修史資料E-2-11~13。
- (9) 刊行物/215.506=1。
- (10) 古文書·私文書/加藤家文書/W7-70。
- (11) 公文書/A71-2「編纂保存.
- (12) 修史資料/E3-89~96。
- (13) 愛知県文化会館図書部編「明治以降愛知県史略年表」(昭和五十一年)。
- 確認できない。(4) 平成二年職員録には、県図書館で郷土・県史担当がいるが、平成三年以降は
- 年「東海国立大学機構大学文書資料室紀要」第29号 報告①)(15)加藤規博「愛知県史編さんにおける資料調査の実施状況について」(二〇二一

(愛知県公文書館